

平成 2 8 年度

八幡市予算書

平成28年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 1 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	1 5 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	1 9 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 1 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	2 5 頁

平成28年度

八幡市一般会計予算

平成 2 8 年度八幡市一般会計予算

平成 2 8 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,248,202 千円
	1 市 民 税	4,052,900
	2 固 定 資 産 税	3,682,700
	3 軽 自 動 車 税	129,600
	4 市 た ば こ 税	589,000
	5 鉱 産 税	2
	6 都 市 計 画 税	794,000
2 地 方 譲 与 税		142,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	101,000
3 利 子 割 交 付 金		27,000
	1 利 子 割 交 付 金	27,000
4 配 当 割 交 付 金		98,000
	1 配 当 割 交 付 金	98,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		69,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	69,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,360,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,600
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,600
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		34,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	34,000
9 地 方 特 例 交 付 金		44,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	44,000
10 地 方 交 付 税		3,600,000
	1 地 方 交 付 税	3,600,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,461
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,461
12 分 担 金 及 び 負 担 金		203,220
	1 負 担 金	203,220

款	項	金額
13 使用料及び手数料		458,847 千円
	1 使用料	420,472
	2 手数料	38,375
14 国庫支出金		4,855,553
	1 国庫負担金	4,025,621
	2 国庫補助金	800,516
	3 委託金	29,416
15 府支出金		1,762,994
	1 府負担金	1,144,745
	2 府補助金	446,270
	3 委託金	171,979
16 財産収入		26,826
	1 財産運用収入	26,770
	2 財産売却収入	56
17 寄附金		1,440
	1 寄附金	1,440
18 繰入金		1,492,499
	1 特別会計繰入金	23,937
	2 基金繰入金	1,468,562
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		271,018
	1 延滞金、加算金及び過料	15,001
	2 市預金利子	400
	3 貸付金元利収入	4,620
	4 受託事業収入	2,550
	5 雑収入	248,447
21 市債		2,979,340
	1 市債	2,979,340
歳入合計		26,700,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		275,200 千円
	1 議 会 費	275,200
2 総 務 費		2,985,700
	1 総 務 管 理 費	2,465,100
	2 徴 税 費	322,700
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	131,000
	4 選 挙 費	35,200
	5 統 計 調 査 費	8,100
	6 監 査 委 員 費	23,600
3 民 生 費		12,814,800
	1 社 会 福 祉 費	5,171,900
	2 児 童 福 祉 費	4,979,900
	3 生 活 保 護 費	2,662,000
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,831,900
	1 保 健 衛 生 費	596,600
	2 清 掃 費	1,186,900
	3 上 水 道 費	48,400
5 労 働 費		10,000
	1 労 働 諸 費	10,000
6 農 林 水 産 業 費		168,900
	1 農 業 費	149,700
	2 林 業 費	19,200
7 商 工 費		95,800
	1 商 工 費	95,800
8 土 木 費		2,009,200
	1 土 木 管 理 費	34,800
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,017,200
	3 河 川 費	67,700

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	749,600 千円
	5 住 宅 費	139,900
9 消 防 費		737,700
	1 消 防 費	737,700
10 教 育 費		2,775,900
	1 教 育 総 務 費	339,000
	2 小 学 校 費	497,200
	3 中 学 校 費	896,900
	4 幼 稚 園 費	265,300
	5 社 会 教 育 費	719,200
	6 保 健 体 育 費	58,300
11 災 害 復 旧 費		20,000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
12 公 債 費		2,944,900
	1 公 債 費	2,944,900
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	26,700,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利率	償還の方法
わかたけ保育園整備事業	千円 173,500	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
農業用施設整備事業	5,000	同上	同上	同上	同上
道路等整備事業	412,500	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	296,200	〃	〃	〃	〃
中学校給食施設整備事業	125,600	〃	〃	〃	〃
文化財施設整備事業	17,400	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,000,000	〃	〃	〃	〃
借 換 債	949,140	〃	〃	〃	〃

平成28年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成28年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成28年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		12,614 千円
	1 外 来 収 入	12,614
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5
	1 手 数 料	5
3 繰 入 金		25,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		180
	1 納 付 金	150
	2 雑 入	30
歳 入 合 計		37,800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		35,500 千円
	1 施 設 管 理 費	35,500
2 医 業 費		1,800
	1 医 業 費	1,800
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		37,800

平成28年度

八幡市駐車場特別会計予算

平成28年度八幡市駐車場特別会計予算

平成28年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		13,800 千円
	1 使用料	13,800
2 繰越金		99
	1 繰越金	99
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		13,900

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		6,800 千円
	1 管理費	6,800
2 繰出金		7,000
	1 一般会計繰出金	7,000
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		13,900

平成28年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

平成28年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成28年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,557,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,240,041 千円
	1 国民健康保険料	2,223,025
	2 国民健康保険税	17,016
2 使用料及び手数料		545
	1 手 数 料	545
3 国庫支出金		1,910,594
	1 国庫負担金	1,470,029
	2 国庫補助金	440,565
4 療養給付費交付金		182,819
	1 療養給付費交付金	182,819
5 前期高齢者交付金		2,781,351
	1 前期高齢者交付金	2,781,351
6 府 支 出 金		488,508
	1 府 負 担 金	69,051
	2 府 補 助 金	419,457
7 共同事業交付金		2,142,122
	1 共同事業交付金	2,142,122
8 繰 入 金		800,400
	1 一般会計繰入金	800,400
9 諸 収 入		10,620
	1 延滞金、加算金及び過料	350
	2 雑 入	10,270
歳 入	合 計	10,557,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		31,200 千円
	1 総 務 管 理 費	18,400
	2 徴 収 費	12,250
	3 運 営 協 議 会 費	550
2 保 険 給 付 費		6,310,290
	1 療 養 諸 費	5,531,500
	2 高 額 療 養 費	720,800
	3 移 送 費	20
	4 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	11,000
	5 出 産 育 児 諸 費	40,770
	6 葬 祭 諸 費	6,200
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,075,590
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,075,590
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		610
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	610
5 老 人 保 健 拠 出 金		50
	1 老 人 保 健 拠 出 金	50
6 介 護 納 付 金		374,838
	1 介 護 納 付 金	374,838
7 共 同 事 業 拠 出 金		2,183,622
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,183,622
8 保 健 事 業 費		143,000
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	95,800
	2 保 健 事 業 費	47,200
9 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
10 諸 支 出 金		6,800
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,800
11 前 年 度 繰 上 充 用 金		400,000
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	400,000
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	10,557,000

平成28年度

八幡市介護保険特別会計予算

平成28年度八幡市介護保険特別会計予算

平成28年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,076,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保 險 料		1,312,956 千円
	1 介 護 保 險 料	1,312,956
2 使用料及び手数料		111
	1 手 数 料	111
3 国 庫 支 出 金		945,566
	1 国 庫 負 担 金	870,753
	2 国 庫 補 助 金	74,813
4 支 払 基 金 交 付 金		1,378,300
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,378,300
5 府 支 出 金		738,424
	1 府 負 担 金	723,828
	2 府 補 助 金	14,596
6 財 産 収 入		331
	1 財 産 運 用 収 入	331
7 繰 入 金		698,400
	1 一 般 会 計 繰 入 金	698,400
8 繰 越 金		1,798
	1 繰 越 金	1,798
9 諸 収 入		114
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	111
歳 入 合 計		5,076,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		58,400 千円
	1 総 務 管 理 費	13,200
	2 徴 収 費	5,400
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	39,800
2 保 険 給 付 費		4,906,400
	1 介 護 サービス等諸費	4,304,300
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	294,400
	3 そ の 他 諸 費	5,100
	4 高 額 介 護 サービス等費	115,000
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	11,600
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	176,000
3 地 域 支 援 事 業 費		78,900
	1 介 護 予 防 事 業 費	16,100
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	62,800
4 基 金 積 立 金		29,499
	1 基 金 積 立 金	29,499
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		1,800
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,799
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	5,076,000

平成28年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,446,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		696,000 千円
	1 後期高齢者医療保険料	696,000
2 使用料及び手数料		50
	1 手 数 料	50
3 繰 入 金		748,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	748,300
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,049
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,047
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,446,400

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		7,750 千円
	1 総 務 管 理 費	4,850
	2 徴 収 費	2,900
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		1,436,400
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	1,436,400
3 諸 支 出 金		2,050
	1 償還金及び還付加算金	2,050
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,446,400

平成28年度

八幡市水道事業会計予算

平成28年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称	項 目	平成28年度末		年 間 総給水量	一日平均 給水量
		給水人口	給水戸数		
月夜田 受水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	47,029 ^人	22,839 ^戸	4,567,146 ^{m³}	12,513 ^{m³}
美濃山 浄水場系	府営宇治 府営木津 府営乙訓 美濃山	24,489	9,527	2,820,258	7,727
(分水受水)京都市		389	192	57,394	157
(分水受水)久御山町		240	118	33,009	90
(分水受水)枚方市		23	10	2,217	6
合 計		72,170	32,686	7,480,024	20,493

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,395,203	千円
第1項 営業収益	1,254,447	千円
第2項 営業外収益	140,710	千円
第3項 特別利益	46	千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,471,035	千円
第1項 営業費用	1,365,909	千円
第2項 営業外費用	94,865	千円
第3項 特別損失	261	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額225,618千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,198千円、過年度分損益勘定留保資金209,420千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			222,600 千円
	第1項 企 業 債			170,900 千円
	第2項 負 担 金			3,700 千円
	第3項 水 道 施 設 費			48,000 千円

		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			448,218 千円
	第1項 建 設 改 良 費			289,174 千円
	第2項 企 業 債 償 還 金			156,044 千円
	第3項 予 備 費			3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
上水道事業債	千円 170,900	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 207,913千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,793千円である。

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀口 文昭

平成28年度

八幡市下水道事業会計予算

議案第8号

平成28年度八幡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	31,990戸
(2) 年間総排水量	7,948,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	97,500千円
(イ) 汚水管渠改築更新事業	90,000千円
(ウ) 雨水管渠改築更新事業	35,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の流域等下水道管理費に充てるため、企業債1,700千円を借入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,741,839 千円
第1項 営業収益		1,197,945 千円
第2項 営業外収益		543,884 千円
第3項 特別利益		10 千円

		支	出
第1款	下水道事業費用	1,731,798	千円
第1項	営業費用	1,544,993	千円
第2項	営業外費用	179,805	千円
第3項	特別損失	2,000	千円
第4項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 404,771 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,715 千円、過年度分損益勘定留保資金 275,164 千円及び当年度分損益勘定留保資金 121,892 千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	412,925	千円
第1項	企業債	150,000	千円
第2項	工事負担金及び分担金	70,123	千円
第3項	国庫補助金	31,500	千円
第4項	出資金	161,302	千円

		支	出
第1款	資本的支出	817,696	千円
第1項	建設改良費	270,784	千円
第2項	企業債償還金	543,212	千円
第4項	預託金	700	千円
第5項	予備費	3,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	125,600	千円 証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式での借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道事業	24,400	同上	同上	同上	同上
流域下水道事業 (公営企業適用債)	1,700	同上	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に

流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,711千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は137,105千円である。

平成28年3月2日提出

八幡市長 堀口 文昭